○中部地方整備局告示第六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十五日

中部地方整備局長　富田　英治

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成七年建設省告示第千三百五十二号西三河都市計画道路事業三・五・五十三号西尾新川港線

三　事業施行期間　自平成七年七月十七日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十五日

中部地方整備局長　富田　英治

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成五年建設省告示第六百三十四号名古屋都市計画道路事業三・四・三百十号伏見町線

三　事業施行期間　自平成五年三月九日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第七十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十五日

近畿地方整備局長　上総　周平

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二十五号　大阪市天王寺区大道四丁目九〇番から同市天王寺区大道四丁目九七番一まで　近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月二十五日

○近畿地方整備局告示第七十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十五日

近畿地方整備局長　上総　周平

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二十六号　阪南市箱作二八二七番八から大阪府泉南郡岬町淡輪五六四八番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　近畿地方整備局、同局大阪国道事務所及び浪速国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月二十六日

○近畿地方整備局告示第七十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十五日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
姫路市相野字細矢九三九番九三から同市林田町下伊勢字上ノ段四一八番一二八まで	前	ＢＡ 九・五〇～一一・五〇（メートル）	一・八四五（キロメートル）	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	ＢＡ 九・五〇～一一・〇〇（メートル）	五三・五〇～一三六・五〇（メートル）	一・八四五（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第七十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十五日

近畿地方整備局長　上総　周平

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二十九号　姫路市相野字細矢九三九番九三から同市林田町下伊勢字上ノ段四一八番一二八まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月二十七日十六時

○近畿地方整備局告示第七十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十二条の規定により、本局長において実施中の一般国道の改築工事は次のとおり完了するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十三年三月二十五日

近畿地方整備局長　上総　周平

路線名	工事区間	工事の種類	工事完了の期日
四百二十一号	いなべ市大安町石榑南字水晶から同市大安町石榑南字鵜ノ峠及び東近江市政所町字金地谷を経て同市黄和田町字水木野まで	改築	平成二十三年三月二十六日

○近畿地方整備局告示第七十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十五日から二週間近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十五日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十九号

(三)　指定する道路の部分

区間	幅員	延長
姫路市相野字細矢九三九番九三から同市石倉字見坂九四八番六一まで	○・〇〇～一〇九・四〇（メートル）	○・四二〇（キロメートル）

(四)　指定する期日　平成二十三年三月二十五日